

一般社団法人日本フライングディスク協会定款細則

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下、「当協会」という。）定款第4条の定めにより、当協会定款の施行に関し必要な事項について定める。

第2章 公認種目

第2条（世界フライングディスク連盟公認公式種目）

当協会は、世界フライングディスク連盟（以下、「WFDF」という。）の加盟団体として別表第1に掲げる種目を公式種目としてその推進に努めるものとする。種目内容の詳細はWFDF制定競技規則に則る。

第3条（日本フライングディスク協会（独自）公認種目）

当協会はフライングディスク全般の推進に寄与することを目的として、ソフトディスクを使用する種目を独自に公認する。

第3章 会員

第4条（会員登録）

- 1 当協会の会員として入会しようとする者は、当協会ウェブサイトにて会員登録の手続きを行う。
- 2 手続きにかかる費用（通信費等）は入会者が負担する。
- 3 会費は別表第2に掲げるとおりとする。

第5条（会員資格の更新）

- 1 当協会の会員資格を更新しようとする者は、当協会ウェブサイトにて会員資格の更新手続きを行う。
- 2 当協会によって通知された期限を過ぎても更新手続きが行われない場合は、その会員の会員資格を停止する。ただし、別表第3に掲げる期間外更新費用を支払うことで、停止された会員資格を更新することができる。
- 3 手続きにかかる費用（通信費等）は更新者が負担する。

第6条（登録内容の変更）

会員は、その登録内容に変更があった場合、速やかに当協会ウェブサイトにて登録内容の変

更手続きを行わなければならない。

第4章 業務執行体制

第7条（業務執行理事）

- 1 当協会の業務執行理事は、副会長並びに以下の各号に掲げる理事とする。
 - (1) 事業本部長 事務局規程第2条に定める事業本部を統括する理事。
 - (2) 管理本部長 事務局規程第2条に定める管理本部を統括する理事。
 - (3) 競技会担当理事 競技会に関する職務を執行する理事。
 - (4) 日本代表担当理事 国際大会へ派遣する選手団に関する職務を執行する理事。
 - (5) 指導普及担当理事 指導普及に関する職務を執行する理事。
 - (6) 競技ガバナンス担当理事 競技環境におけるガバナンスに関する職務を執行する理事。
 - (7) 事業リスク管理担当理事 当協会の事業に伴うリスクに関する職務を執行する理事。
 - (8) 総務担当理事 事務局の管理及び事務処理に関する職務を執行する理事。
 - (9) 財務・税務担当理事 予算の作成と管理及び会計処理に関する職務を執行する理事。
 - (10) 法務担当理事 規程、契約及びコンプライアンスに関する職務を執行する理事。
 - (11) 経営企画・広報担当理事 経営企画、渉外及び広報に関する職務を執行する理事。
 - (12) 都道府県協会担当理事 都道府県協会の管理及び支援等に関する職務を執行する理事。
- 2 前項第3～7号に掲げる理事は、事務局規程第2条に定める事業本部に属するものとする。
- 3 前項第8～12号に掲げる理事は、事務局規程第2条に定める管理本部に属するものとする。

第5章 登録団体

第8条（チーム登録）

- 1 当協会が主催する競技会に参加する大学チーム並びにクラブチーム等の団体は、チーム登録を行わなければならない。
- 2 チーム登録を行おうとする団体は、当協会の目的に賛同し、その達成の推進に寄与しなければならない。
- 3 チーム登録を行った大学チーム並びにクラブチーム等の団体（以下「登録団体」という。）は、別表第4に掲げる登録費を支払わなければならない。

第9条（団体区分）

チーム登録ができる団体の区分は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大学チーム

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に定める大学（短期大学を含む。以下同じ。）に在籍する学生により組織され、その大学が定めるキャンパス毎で常時競技に関する活動を行う団体。ただし、当該大学に在籍しない学生であっても、当協会

に事由を申し述べて申請した場合、その団体の構成員として認める場合がある。また、学校教育法第124条に規定する専修学校についても、大学に準じた取扱いをすることができる。

(2) ユースクラブチーム

毎事業年度の4月1日現在18歳未満の者のみによって組織され、活動を行う団体。

(3) クラブチーム

上記各号の団体に所属しない者によって組織され、活動を行う団体。

第10条（有効期間）

チーム登録に係る有効期間は、新規登録又は登録の更新をした日の属する会計年度の3月31日までとする。ただし、次年度の更新手続きが開始している場合は、翌会計年度の3月31日までとする。

第11条（チーム登録の更新）

登録団体がチーム登録を更新する場合、当協会ウェブサイトにて更新手続きを行うものとする。

第12条（登録内容の変更）

登録団体は、その登録内容に変更があった場合、速やかに当協会ウェブサイトにて登録内容の変更手続きを行わなければならない。

第13条（登録の取消）

登録団体は、その登録を取り消す場合、速やかにその旨を当協会に通知しなければならない。

第6章 競技規則

第14条（競技規則）

競技規則はWFDF及び当協会の制定する競技規則を準用し、当協会の主催する競技会においては、当協会が必要に応じて競技規則を制定することができる。

第7章 指導者

第15条（指導者）

指導者の育成、認定、派遣については、別に規程を定める。

第8章 用具の検定及び公認

第16条（用具の検定及び公認）

当協会は、WFDFが定める用具に関する規程に準ずるとともに、日本国内における用具器具の品質の向上保持、安全性の確保及び改良進歩を図る。

第9章 加盟団体

第17条（下部組織及び加盟団体）

都道府県協会及び市区町村協会については、別に規程を定める。

第10章 補則

第18条（改廃）

本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（平成26年5月25日）

本規程は、平成26年5月25日より施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則（平成27年3月21日）

本規程は、平成27年3月21日より施行する。

附則（平成30年3月24日）

本規程は、平成30年3月24日より施行する。

附則（2020年6月13日）

本規程は、2021年2月28日より施行する。

附則（2021年2月28日）

本規程は、2021年2月28日より施行する。

附則（2022年4月19日）

本規程は、2022年5月8日より施行する。

別表第 1

種目分類	種目名称
個人種目 I (フィールドイベント : Field Events)	①ディスタンス (Distance) ②アキュラシー (Accuracy) ●セルフ・コート・フライト (Self Caught Flight : S.C.F.) : 以下の 2 種目の複合種目の総称 ③マキシマム・タイム・アロフト (Maximum Time Aloft : M.T.A.) ④スローラン・アンド・キャッチ (Throw Run and Catch : T.R.C.)
個人種目 II	⑤ディスクソーン (Discathon) ⑥ダブル・ディスク・コート (Double Disc Court : DDC) ⑦フリースタイル (Freestyle) ⑧ディスクゴルフ (Disc Golf)
団体種目	⑨アルティメット (Ultimate) ⑩ビーチアルティメット (Beach Ultimate) ⑪ガッツ (Guts)

別表第 2

会員区分	入会金	年会費	備考
A 会員	1,000 円	6,000 円	各都道府県協会年会費 1,000 円を含む。ただし、当該年会費を支払うべき事業年度の 4 月 1 日現在 18 歳未満の者は半額とする。
B 会員	0 円	0 円	
賛助会員	10,000 円以上	0 円	

別表第 3

期間外更新料	1,000 円
--------	---------

別表第 4

団体区分	オープン	ウイメン	ミックス
大学チーム	20,000 円	20,000 円	0 円
ユースクラブチーム	3,000 円	3,000 円	3,000 円
クラブチーム	20,000 円	20,000 円	20,000 円